



京 都 府



農と都市の共生社会実現事業

都市農業が有する多面的な機能を発揮させるとともに、農と都市が共生する社会を実現するため、京都府都市農業振興に係る総合的な支援を実施します。



※「都市農業者」とは…

この事業における「都市農業者」は、次のすべてにあてはまる者又は法人とする

- 1 府内に住所又は事務所若しくは事業所の所在地を有していること
- 2 市街化区域内農地において農産物の生産を行っていること（見込みを含む）

事業の流れ

- ① 事業計画を作成【事業主体】
- ② 計画内容の確認【事業主体→市町村】
- ③ 計画承認申請【事業主体→府】、計画承認【府→事業主体】
- ④ 補助金交付申請（事業主体→府）、交付決定【府→事業主体】
- ⑤ 事業の実施（事業主体）
- ⑥ 実績報告書の提出（事業主体→府）、完了検査・補助金交付【府→事業主体】

問い合わせ先	電話番号
京都市・乙訓地域：京都府 経営支援・担い手育成課	075-414-4908
山城地域：山城広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課）	0774-21-3212
南丹地域：南丹広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課）	0771-22-0371
中丹地域：中丹広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課）	0773-62-2508

※ 事業計画の確認については、所在地の各市町村にお問い合わせください。

農と都市の共生社会実現事業

<都市農業生産基盤整備支援事業>

事業種目	農業用施設・機械等リース型	生産条件整備型
事業概要	生産緑地地区等内の農業振興を図るため、都市農業者による規模拡大に伴う取組に対して支援する。	
補助対象者	都市農業者	
実施要件	次の1から3までをすべて満たすこと。 1 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること 2 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業ではないこと	
	3 事業実施前年度又は事業実施年度内に農業者が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。 (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）に基づく貸借権若しくは使用貸借による権利（以下「貸借権等」という。）が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。	3 事業実施前年度又は事業実施年度内に事業主体が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。 (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと (2) 都市農地貸借法に基づく貸借権等が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。ただし、貸借権等契約期間が事業完了年度の翌年度から起算して8箇年度以上残っていること。
助成対象経費	農産物生産用機械・施設等を都市農業者にリースするための整備に要する経費	簡易な生産条件整備に要する経費（畦畔除去、進入路の設置等）
補助率	助成対象経費の3/10以内	
補助限度額	400千円	100千円



<都市農業多面的機能発揮支援事業>

事業概要	都市農業が有する機能発揮に資する農地等を活用した取組に対して支援する。	
補助対象者	市町村、農協、都市農業者、都市農業者が組織する団体、NPO法人※、社会福祉法人※、地域住民等が組織する団体※ 等 ※ 都市農業者との連携体で申請すること	
実施要件	次の1から3までをすべて満たすこと。 1 都市計画区域内の農地又は当該農地で生産された農畜産物を対象とした取組であること。ただし、農業体験農園の開設など、農地を直接活用した取組については、市街化区域内の農地を活用した取組であること。 2 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること 3 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業ではないこと	
助成対象経費	事業の実施に直接必要な経費 報償費（講師謝金等）、旅費（研修旅費等）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、広告料等）、委託費（コンサルタント料等）、使用料及び賃借料（会場及び車両等の借料等）、備品購入費（施策の実施に最低限必要な機械器具類等）	
補助率	助成対象経費の1/3以内	
補助限度額	300千円	



農と都市の共生社会実現事業実施要領

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 1 経第 308 号農林水産部長通知
改 正 令和 2 年 4 月 1 日 2 経第 329 号農林水産部長通知
改 正 令和 4 年 5 月 2 日 4 経第 299 号農林水産部長通知
改 正 令和 7 年 6 月 27 日 7 経第 443 号農林水産部長通知

第 1 趣旨

農と都市の共生社会実現事業（以下「本事業」という。）の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）及び農業振興事業費補助金交付要綱（昭和 35 年京都府告示第 928 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 定義

この要領において「都市農業者」とは、次のすべてにあてはまる者又は法人とする。

- 1 府内に住所又は事務所若しくは事業所の所在地を有していること。
- 2 都市計画区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条に基づく一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。以下同じ。）内の農地において農産物の生産を行っていること又は事業実施期間中に同区域内において農産物を生産することが确实と見込まれること。

第 3 事業の内容等

本事業の内容は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、実施要件、助成対象経費、補助率、補助限度額及び助成期間は、別表 1 及び別表 2 に掲げる内容とする。

- (1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型、生産条件整備型）
別表 1 のとおりとする。
- (2) 都市農業多面的機能発揮支援事業
別表 2 のとおりとする。

第 4 助成

知事は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で助成するものとする。

第5 推進及び指導体制

府は、本事業の円滑な推進を図るため、一般社団法人京都府農業会議と連携し、本事業の実施に必要な指導及び助言、普及啓発等を行うものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年4月1日2経第329号農林水産部長通知）

この要領は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年5月2日4経第299号農林水産部長通知）

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年6月27日7経第443号農林水産部長通知）

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表1 (第3関係)

事業種目	都市農業生産基盤整備支援事業	
	農業用施設・機械等リース型	生産条件整備型
事業内容	<p>生産緑地地区又は特定生産緑地（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項又は第10条の2第1項の規定による区域。以下、「生産緑地地区等」という。）内の農地において営農される農業の維持・発展を図るため、市街地及びその周辺の地域において農業を営む都市農業者による規模拡大を伴う次の取組に対して支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市農業者の経営強化に必要な農業用施設や機械等のリースによる導入 2 簡易な生産条件整備 	
実施要件	<p>次の1から3までをすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること。 2 事業実施主体が他の助成等により実施している又は既に完了している事業ではないこと。 	
	<ol style="list-style-type: none"> 3 事業実施前年度又は事業実施年度内に農業者が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）に基づく貸借権若しくは使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 3 事業実施前年度又は事業実施年度内に事業主体が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと (2) 都市農地貸借法に基づく賃借権等が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。 ただし、賃借権等契約期間が事業完了年度の翌年度から起算して8箇年度以上残っていること。
助成対象経費	<p>農業者が規模拡大に伴いリースにより導入する次の施設・機械等を整備するために要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物生産用施設・機械 2 乾燥調製貯蔵用施設・機械 3 農産物集出荷施設・機械 4 農産物処理加工施設・機械 5 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等 	<p>簡易な生産条件整備に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 田畑の区画拡大（畦畔除去、均平作業、勾配修正等） 2 農作業道、用排水路の整備 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等
補助率	助成対象経費の3/10以内	
補助限度額	400千円	100千円
助成期間	単年度	
実施手続き等	別記1のとおり	別記2のとおり

別表2（第3関係）

事業種目	都市農業多面的機能発揮支援事業
事業内容	<p>都市農業が有する次の多面的な機能の発揮に資する取組に対して支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業体験・学習、交流の場 （農業体験農園の開設、食育活動の推進等） 2 都市住民の農業への理解の醸成 （生産者マルシェの開催、都市農業紹介パンフレットの作成等） 3 良好な景観の形成 （景観作物の栽培、憩いの場づくり等） 4 災害時の防災空間 （避難訓練・防災講習会の実施等） 5 国土・環境の保全 （都市における資源循環による堆肥化、多様な生物の保護活動） 6 その他都市農業が有すると認められる機能
実施要件	<p>次の1から3までをすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域内の農地又は当該農地で生産された農畜産物を対象とした取組であること。ただし、農業体験農園の開設など、農地を直接活用した取組については、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項の規定に基づく区域。）内の農地を活用した取組であること。 2 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること。 3 事業実施主体が他の助成等により実施している又は既に完了している事業ではないこと。
助成対象経費	<p>事業の実施に直接必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費（講師謝金等） 2 旅費（研修旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費等） 4 役務費（通信運搬費、広告料等） 5 委託料※（コンサルタント等の委託料等） 6 使用料及び賃借料（会場、車両並びに機械器具等の借料等） 7 備品購入費※（施策の実施に最低限必要な機械器具類等の購入費） 8 その他事業実施に知事が必要と認めるもの <p>※ 委託料及び備品購入費の合計額は、助成対象経費の1／2以内とする。</p>
補助率	助成対象経費の1／3以内
補助限度額	300千円
助成期間	単年度
実施手続き等	別記3のとおり

別記1（都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型））

第1 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、農業用施設・機械等の賃貸を行う事業者（以下、「リース事業者」という。）から事業対象設備のリース導入を行う農業者とする。
- 2 農業者は、次の要件のうち(1)を満たし、かつ(2)から(4)までのいずれかの要件も満たす農業経営体であることとする。
 - (1) 都市農業者
 - (2) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者。以下同じ。）又は事業実施期間中に認定農業者の認定を受けることが確実と見込まれる者
 - (3) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者。以下同じ。）又は事業実施期間中に認定新規就農者の認定を受けることが確実と見込まれる者
 - (4) 基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における「効率的かつ安定的な農業経営の指標」の水準に到達した者
- 3 リース事業者は、市町村、市町村が出資する農林水産業関連の業務を行う公共企業体（市町村農業公社）、農業協同組合連合会、農業協同組合又はリース会社とする。

第2 事業の実施

- 1 事業実施計画の申請等
 - (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記第1号様式）を作成し、広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）に提出する。
 - (2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、あらかじめ関係する市町村長に以下のことについて確認（参考様式1・参考様式2）を受けるものとする。
 - ア 事業実施区域が、事業要件を満たしていること。
 - イ 事業実施計画書が、都市農業の振興に資する取組であること。
- 2 事業実施計画の承認
 - (1) 広域振興局長等は、第2の1により申請のあった事業実施計画について審査し、申請内容が適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、事業実施主体に対してその旨を通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業実施計画の承認をもってこれに代えるものとする。
 - (2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業実施計画の内容に係る事項について修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が事業実施計画を変更しようとする場合は、1及び2の規定を準用するものとする。

なお、この要領に基づき変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

4 事前着手

(1) 事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記第2号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前に事業を着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上、行うものとする。

5 補助金の交付申請

(1) 事業実施主体は、要綱第3条の規定により、事業実施計画の承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第3号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施主体が、要綱第3条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第4号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

6 実績報告書の提出

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱第3条の規定により補助金実績報告書（別記第5号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

7 交付決定の取消し

広域振興局長等は、事業実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第3 リース契約

1 リース契約の内容

本事業の対象とするリース契約（農業者とリース事業者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事業実施計画の内容と合致していること。

(2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省

令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号））に定める耐用年数以内であること。

2 年額リース料

年額リース料は原則として以下の算式により算出される金額の範囲内であること。

算式：リース物件価格（税抜き）／リース契約年数＋年間管理料

3 リース契約の変更

リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、リース契約変更申請書（別記第 6 号様式）により、広域振興局長等に対してリース契約の変更を届け出るものとする。

第 4 補助金の返還

農業者が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部若しくは一部について返還するものとする。

なお、広域振興局長等が当該事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき。
- (2) リース期間中にリース契約を中止したとき。
- (3) リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき。
- (4) 事業実施計画など広域振興局長等に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 締結されたリース契約が、第 3 の 1 に定められたリース契約に合致しないことが明らかになったとき。
- (6) 第 3 の 3 に定めるリース契約の変更の届出、第 3 に定める事業実施状況の報告を怠ったとき。

第 5 実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から 3 箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の 6 月末日までに実施状況報告書（別記第 7 号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

別記2（都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型））

第1 事業実施主体等

事業実施主体は、次の要件のうち(1)を満たし、かつ(2)から(4)までのいずれかの要件も満たす農業経営体であることとする。

- (1) 都市農業者
- (2) 認定農業者又は事業実施期間中に認定農業者の認定を受けることが確実と見込まれる者
- (3) 認定新規就農者又は事業実施期間中に認定新規就農者の認定を受けることが確実と見込まれる者
- (4) 基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における「効率的かつ安定的な農業経営の指標」の水準に到達した者

第2 事業の実施

1 事業実施計画の申請等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記第1号様式）を作成し、広域振興局長等に提出する。
- (2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、あらかじめ関係する市町村長に以下のことについて確認（参考様式1・参考様式2）を受けるものとする。
 - ア 事業実施区域が、事業要件を満たしていること。
 - イ 事業実施計画書が、都市農業の振興に資する取組であること。

2 事業実施計画の承認

- (1) 広域振興局長等は、1により申請のあった事業実施計画について審査し、申請内容が適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、事業実施主体に対してその旨を通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業実施計画の承認をもってこれに代えるものとする。
- (2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業実施計画の内容に係る事項について修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が事業実施計画を変更しようとする場合は、1から2までの規定を準用するものとする。

なお、この要領に基づき変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

4 事前着手

- (1) 事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記第2号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。
- (2) (1)により交付決定前に事業を着手する場合、事業実施主体は、交付決定までの

あらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上、行うものとする。

5 補助金の交付申請

(1) 事業実施主体は、要綱第3条の規定により、事業実施計画の承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第3号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施主体が、要綱第3条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第4号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

6 実績報告書の提出

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱第3条の規定により補助金実績報告書（別記第5号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

7 交付決定の取消し

広域振興局長等は、事業実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第3 実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から3箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに実施状況報告書（別記第7号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

別記3 (都市農業多面的機能発揮支援事業)

第1 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、都市農業者、2戸以上の都市農業者が組織する団体又は都市農業者と連携したNPO法人、社会福祉法人、地域住民等の組織する団体とする。

ただし、任意団体については、代表者及び組織の運営等を定めた規約を有していること。

第2 事業の実施

1 事業実施計画の申請等

(1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記第1号様式）を作成し、広域振興局長等に提出する。

(2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、あらかじめ関係する市町村長に以下のことについて確認（参考様式1・参考様式2）を受けるものとする。

ア 事業実施区域が、事業要件を満たしていること。

イ 事業実施計画書が、都市農業の振興に資する取組であること。

2 事業実施計画の承認

(1) 広域振興局長等は、事業実施計画の内容が適当であると認めるときは、事業実施計画を承認し、事業実施主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業実施計画の承認をもってこれに代えるものとする。

(2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業実施計画の内容に係る事項について修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が事業実施計画を変更しようとする場合は、1から2までの規定を準用するものとする。

なお、この要領に基づき変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

4 事前着手

(1) 事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記第2号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前に事業を着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上、行うものとする。

5 補助金の交付申請

- (1) 事業実施主体は、要綱第3条の規定により、事業実施計画の承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第3号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施主体が、要綱第3条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第4号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

6 実績報告書の提出

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱第5条の規定により補助金実績報告書（別記第5号様式）を広域振興局町等に提出するものとする。

7 交付決定の取消し

広域振興局長等は、事業実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第3 実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から3箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに実施状況報告書（別記第7号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。